

## 関東・全国大会出場に伴う賞賜金交付要綱

### (目的)

- 第1条 この要綱は、スポーツ活動の振興並びに活力ある児童及び生徒の育成を図るため、関東・全国大会に出場する、中学生以下のスポーツ団体等に対して賞賜金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (交付金額)

- 第2条 交付金額は、別表に掲げる額を上限とする。ただし、町長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

### (交付対象)

- 第3条 この要綱により賞賜金の交付を受けられる団体等は、町内で活動する中学生以下のスポーツ団体及び出場大会当日に町内に住所を有する中学生以下の個人、又は町長が認めた団体及び個人とし、次の各号に掲げる範囲とする。ただし、大洗町小・中学生各種大会派遣費補助金交付要綱（平成22年2月25日教育委員会告示第1号）に該当するもの、もしくは同大会で他の自治体から賞賜金等の交付を受けている団体及び個人は除く。

- (1) この要綱において「大会」とは、それぞれの統括競技団体主催の大会とする。
- (2) 全国大会については、関東地区予選、または茨城県予選を経て出場する場合とする。
- (3) 関東大会については、茨城県予選、または茨城県を分割したブロック地区予選等を経て出場する場合とする。
- (4) その他、町長が特に必要があると認めたもの。

### (交付申請)

- 第4条 賞賜金の交付対象となる大会に出場決定した団体等は、別紙様式（様式第1号）に基づき関係書類を添えて申請する。
- 2 賞賜金を申請できる回数は、一つの大会につき一回のみとする。

### 付則

この要綱は、平成30年6月21日から施行する。  
この要綱は、令和6年3月14日から施行する。

別表（第 2 条関係）

| 大会区分            | 開催地区分   | 補助金の額   |          |           |
|-----------------|---------|---------|----------|-----------|
|                 |         | 個人      | 団体(5人以上) | 団体(10人以上) |
| 全国大会<br>関東甲信越大会 | 県内      | 3,000円  | 10,000円  | 20,000円   |
|                 | 関東甲信越   | 5,000円  | 20,000円  | 50,000円   |
|                 | 関東甲信越以外 | 10,000円 | 50,000円  | 100,000円  |

備考 開催地において関東甲信越とは、東京都、神奈川県、埼玉県、栃木県、群馬県、千葉県、山梨県、長野県、新潟県及び福島県とする。